

碧南市くるくるバス広告募集要項

(趣旨)

第1条 碧南市くるくるバス広告募集要項（以下「募集要項」という。）は、碧南市広告掲載実施規程（平成21年碧南市訓令第12号。以下「規程」という。）に基づき、碧南市内巡回バス（以下「くるくるバス」という。）の車体への広告掲載の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告掲載の基準は、規程第3条に規定するところによる。

(広告掲載の募集等)

第3条 広告掲載する位置（以下「掲載位置」という。）は、くるくるバス車体側面（以下「車体側面」という。）4枠（片面2枠）、側面最後尾窓（以下「窓」という。）2枠（片面1枠）、及び車体後部扉窓下（以下「車体後部」という。）とする。

2 前項の規定による掲載位置のうち募集する枠（以下「募集枠」という。）は、募集の都度碧南市くるくるバス広告募集案内（以下「募集案内」という。）で定める。

3 広告掲載の募集は、市の広報等により行う。

(広告の規格等)

第4条 広告1枠の規格は、車体側面は日本工業規格A2判（縦420mm×横594mm）とし、広告を印刷したマグネット板状素材による貼付とする。窓は日本工業規格B2判（縦515mm×横728mm）を縦長で用い、広告を印刷したフィルムによる貼付とする。車体後部の規格は車両により異なるが、取付部品を避けて、広告を印刷したフィルムによる貼付とする。

(広告掲載期間及び広告料)

第5条 広告の掲載期間及び広告料は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を申し込む事業者（以下「申込者」という。）は、碧南市くるくるバス広告掲載申込書（様式第1号）に、次の各号に定めるものを添付して、募集案内で定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 広告図案

(2) 住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の完納証明書

(3) 会社案内等（事業内容や活動内容等で会社の概要が分かるもの）

2 掲載の申込みは、車体側面は1台につき最大2枠までとし、窓は1台につき最大2枠まで可能とする。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、規程第7条に定める碧南市広告審査会の審査を行った上で広告掲載の可否を決定する。

2 前項の審査により、その内容が適当であると認められる申込者が広告掲載の募集枠を超えたときは、次に掲げる順位により広告の掲載を行う申込者（以下「広告主」という。）を決定するものとする。

(1) 第1順位 公共性の高いもの

(2) 第2順位 市内に本社又は本店を有する事業者等

(3) 第3順位 市内に支店、営業所等を有する事業者等

(4) 第4順位 掲載希望月数の多いもの

3 前項の規定によっても申込者が募集枠を超えるときは、抽選により決定する。

4 申込者が募集枠に満たなかった場合は、第2項の規定にかかわらず、市長に申込書が提出された順に広告主を決定する。

5 市長は、前項の規定による結果を碧南市くるくるバス広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

（契約の締結）

第8条 市長は、広告主と契約を締結する。ただし、当該広告料が130万円を超えない場合は、広告主が碧南市くるくるバス広告掲載承諾書（様式第3号）を提出することにより、当該契約を省略することができる。

（広告看板の提出）

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告内容を印刷したマグネット板及びフィルム（以下「広告看板」という。）を提出しなければならない。

2 広告看板の作成は広告主が行い、広告看板の作成に要する費用は広告主の負担とする。

（広告料の納入）

第10条 広告主は、市長が指定した期日までに広告料を一括して納入しなければならない。

（広告料の返還）

第11条 すでに納入された広告料は還付しない。ただし、市長は広告主の責めに帰さない事由により広告が掲載できなくなったときは、広告料の全部又は一部を返還することができる。

2 前項による広告料の返還は月割りとし、納付された広告料から月額に相当する額（広告料を掲載の月数で除した額）に掲載月数（1月に満たないときは、1月とする。）を乗じて得た額を差し引いた額とする。

（広告内容及び場所の変更）

第12条 広告主は、広告掲載期間中に当該掲載内容を変更しようとするときは、碧南市くるくるバス広告掲載変更申込書（様式第4号）に広告図案その他必要書類を添付して、変更日の1か月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申込書が提出されたときは、その内容を審査し、碧南市くるくるバス広告掲載変更承認通知書（様式第5号）により変更の可否を通知するものとする。

3 広告の図案を変更せずに広告掲載場所を移動するときは、様式第4号のみ提出するものとする。

4 前項に規定する場合又は軽微な変更の場合は、規程第7条第6項の規定により、総務部行政課長に審査させることにより、審査会の審査に変えることができる。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、碧南市くるくるバス広告掲載取下届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げたときは、広告料は返還しない。

（広告看板の修復）

第14条 広告掲載期間中に市の責めに帰さない事由により広告看板の破損等が生じた場合は、市長は原状回復に要する経費を負担しないものとする。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

附則 この募集要項は、平成24年9月13日から施行する。

この募集要項は、平成24年11月26日から施行する。

この募集要項は、平成28年11月22日から施行する。

この募集要項は、令和2年1月10日から施行する。

別表（第5条関係）

| 募集枠 | 掲載期間 | 掲載の始期と終期 | 1枠あたりの広告料 |
|------|------|--------------------------------|-----------|
| 車体側面 | 3月 | 4月～6月、7月～9月、10月～12月 又は1月～3月 | 9,000円 |
| 車体側面 | 6月 | 4月～9月又は10月～3月 | 16,200円 |
| 車体側面 | 12月 | 4月～3月 | 28,800円 |
| 車体側面 | 上記以外 | 募集案内で定める | 募集案内で定める額 |
| 窓 | 3月 | 4月～6月、7月～9月、10月～12月 又は1月～3月 | 12,000円 |
| 窓 | 6月 | 4月～9月又は10月～3月 | 21,600円 |
| 窓 | 12月 | 4月～3月 | 38,400円 |
| 窓 | 上記以外 | 募集案内で定める | 募集案内で定める額 |
| 車体後部 | 3月 | 4月～6月、7月～9月、10月～12月 又は1月～3月 | 18,000円 |
| 車体後部 | 6月 | 4月～9月又は10月～3月 | 32,400円 |
| 車体後部 | 12月 | 4月～3月 | 57,600円 |
| 車体後部 | 上記以外 | 募集案内で定める | 募集案内で定める額 |